

令和8年8月24日

当座勘定規定等の改定について

トモニホールディングスグループの徳島大正銀行は、2026年度末までに「約束手形・小切手の利用廃止（全面的な電子化）」を行うという政府の方針にかかる取組みの一環として、「手形・小切手の最終振出期限の設定」「自己宛小切手の発行受付終了」を実施するにあたり、「当座勘定規定」等の関連する規定を、下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。

当行は手形・小切手をご利用のお客さまに対し、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等の電子的決済サービスへの移行をサポートすることにより、お客さまのデジタル化、業務効率化の支援を行うとともに、今後発生が見込まれる決済資金需要に対しても手厚い金融支援を行ってまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

令和8年10月1日（木）

2. 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・約束手形用法・為替手形用法・小切手用法
- ・納税準備預金規程

3. 主な改定内容

- （1）最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は資金化しない旨等を明記
- （2）手形要件（振出日等）の記載を必須とするよう変更
- （3）自己宛小切手の発行にかかる記載を削除
- （4）手形・小切手用紙の交付にかかる記載を削除

※当座勘定規定等の新旧対比表は[こちら](#)をご参照ください。

※当行は、交付済の手形帳・小切手帳の買戻しはいたしませんので、何卒ご了承ください。

4. 参考（手形・小切手の全面電子化に向けた当行の取組スケジュール）

実施日	実施事項
2024年4月1日（実施済）	当座預金からの払戻において「預金払戻請求書」の利用を開始
2024年10月1日（実施済）	当座預金口座の新規開設の停止
	2027年4月以降を振出・期日とする手形・小切手の取立受付の停止
2025年4月1日（実施済）	手形・小切手関連手数料の改定
2025年7月1日（実施済）	手形・小切手帳発行受付1回あたりの発行数を1冊に制限
2026年3月31日（実施済）	手形・小切手帳の発行受付終了
2026年9月30日	手形・小切手の最終振出期限の設定
	自己宛小切手の発行受付終了

以上